

市職員^の給与と人事

「地方公務員法第58条の2」および「苫小牧市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条」の規定に基づき、市職員の給与や勤務状況などと公平委員会の業務状況について、市民の皆さんに概要をお知らせします。

給与の決定 市職員の給与は、生計費をはじめ、国家公務員や他の地方公共団体職員、民間企業の従業員の給与などを総合的に考慮した「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」で定められています。これら給与に関する予算は毎年、市議会の審議を経て決定しています。

職員の適正な配置 市職員の定数は、国が示した定数モデルや他市の状況、市の行政需要を考慮して適正な配置に努めています。

(令和元年度)

| 離職時の職 | 離職日 | 再就職日 | 再就職先の名称 | 再就職先の業務内容 | 再就職先における地位 |
|--------|------------|-----------|---------------|-----------|------------|
| 環境衛生部長 | 平成30年3月31日 | 令和元年5月28日 | マルトマ 苫小牧卸売(株) | 管理運営業務 | 代表取締役社長 |

B サービスの状況

令和元年度の服務規律確保の取り組みは次の通りです。

服務規律確保の取り組み

① コンプライアンスの推進

- ・階層別コンプライアンス研修
- ・コンプライアンスの自己検証 ・ハラスメント対策

② 交通事故・違反防止の取り組み

- ・交通安全強化週間(春・夏・秋・冬) ・交通安全研修
- ・交通事故・違反防止に関する情報発信

③ 綱紀の保持

- ・法令遵守と服務規律の確保に関する通知

サービスの根本基準

全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません(地方公務員法第30条)。また、職員には、以下のことが求められています。●法令などと上司の職務上の命令に従う義務 ●信用失墜行為の禁止 ●秘密を守る義務 ●職務に専念する義務 ●政治的行為の制限などに関する規定の遵守

C 勤務時間その他勤務条件の状況

令和2年4月1日現在の一般職の勤務時間、令和元年度の年次有給休暇平均取得日数、育児休業・介護休暇取得者数は次の通りです。

① 一般職員の勤務時間

(令和2年4月1日現在)

| 月～金曜日 | 勤務時間 | 8時45分～17時15分 |
|----------|------|--------------|
| 週38時間45分 | 休憩時間 | 12時～12時45分 |

※本庁勤務の場合

2交代や3交代の場合は週38時間45分を原則に割り振り

※休憩時間は、労働基準法で定められている休憩時間

② 年次有給休暇平均取得日数

(令和元年度)

| | |
|--------|-------------------------------|
| 11.28日 | 1年度20日付与、現年度分のみ20日を限度に繰り越しが可能 |
|--------|-------------------------------|

③ 育児休業・介護休暇取得者数

(令和元年度)

| 区分 | 男性 | 女性 | 計 | 区分 | 男性 | 女性 | 計 |
|---------|----|----|----|---------|----|----|---|
| 育児休業(人) | 5 | 28 | 33 | 介護休暇(人) | 0 | 0 | 0 |

A 任用の状況

職員の定数は「苫小牧市職員定数条例」で定められています。令和2年4月1日現在の職員数は1,772人で、平成31年4月1日と比較して5人の減となっています。

① 職員数

| 部門 | 区分 | 職員数(人) | | 対前年増減(人) |
|-----------|----------|------------|-------|----------|
| | | 令和2年度 | 令和元年度 | |
| 一般行政部門 | 議会 | 12 (0) | 12 | 0 |
| | 総務 | 221 (18) | 223 | △ 2 |
| | 税務 | 67 (6) | 68 | △ 1 |
| | 民生 | 197 (18) | 203 | △ 6 |
| | 衛生 | 87 (9) | 84 | 3 |
| | 労働 | 2 (0) | 2 | 0 |
| | 農林水産 | 4 (1) | 4 | 0 |
| | 商工 | 21 (3) | 22 | △ 1 |
| | 土木 | 114 (2) | 112 | 2 |
| | 小計 | 725 (57) | 730 | △ 5 |
| 特別行政部門 | 教育 | 108 (19) | 105 | 3 |
| | 消防 | 234 (11) | 240 | △ 6 |
| | 小計 | 342 (30) | 345 | △ 3 |
| 公営企業等会計部門 | 病院 | 530 (55) | 520 | 10 |
| | 水道 | 77 (12) | 77 | 0 |
| | 下水道 | 39 (3) | 40 | △ 1 |
| | その他 | 59 (0) | 65 | △ 6 |
| 小計 | 705 (70) | 702 | 3 | |
| 合計 | | 1,772(157) | 1,777 | △ 5 |

※()は再任用職員・任期付職員(常勤)で外数

※職員数には、特別職、苫小牧港管理組合派遣職員、会計年度任用職員、非常勤職員は含まない

② 採用者数と退職者数

(令和元年度)

| | 採用者数(人) | 退職者数(人) |
|-------|---------|---------|
| 一般部局 | 32 (25) | 40 (25) |
| 市立病院 | 51 (2) | 47 (3) |
| 消防 | 6 (1) | 10 (0) |
| 教育委員会 | 3 (6) | 2 (2) |
| 合計 | 92 (34) | 99 (30) |

※()は再任用職員・任期付職員(常勤)で外数

※平成31年4月1日から令和2年3月31日までの新規採用者および退職者

③ 退職職員の再就職状況

市では、部次長相当職以上で退職した者が離職後2年以内に営利企業以外の法人、その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る)または営利企業の地位に就いた場合には、再就職の状況について公表することとされています。令和元年度の状況は次の通りです。